

大阪市教育委員会大学院修学支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の教育課題の解決に向けて、ミドルリーダーや管理職として指導的役割を果たせる教員の計画的な育成に向け、所属校園又は教育委員会事務局若しくは総合教育センターにおいて勤務しながら、大学院において修学することを支援(以下「修学支援」という。)するために必要な事項を定めることを目的とする。

(支援対象)

第2条 この要綱で修学支援の対象とする者は、職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第4条第1項第2号に定める教育職給料表が適用される教員であり、第5条第1項に基づき募集を実施する年度の4月1日(以下「基準日」という。)において、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者。

ア 指導主事のうち、教育職給料表(1)2級又は特2級在級の者

イ 教育職給料表(2)2級又は特2級在級の者

ウ 教育職給料表(3)3級又は2級在級の者

(2) 基準日における正規任用の教諭、養護教諭又は栄養教諭としての教職経験(以下「基準日教職経験」という。)が5年以上ある者。ただし、基準日教職経験の年数に本市以外の国公私立の校園での年数を含む者にあつては、本市における基準日教職経験が2年以上あること。

(3) 基準日において、年齢が51歳以下である者。

(4) 基準日時点で教育学に関する修士又は教職修士(専門職)の学位を取得していない者。

2 対象とする大学院における課程(以下「対象課程」という。)は、修学支援を受ける者がその勤務に支障を生じさせることなく履修することができるものとして、教育長が定めるものに限るものとする。

(修学支援の内容)

第3条 修学支援は、予算の定めるところにより、修学に係る次の各号に定める費用について、教育委員会が負担することによって行う。

(1) 入学金

(2) 授業料

(修学支援の期間)

第4条 修学支援の期間は、2年以内とする。ただし、所属校園にて引き続き勤務しながら修学する場合で、対象課程における長期履修制度を活用する場合は3年以内とする。

(支援対象者の募集及び応募要件)

第5条 教育長は、毎年、翌年度に対象課程に入学を希望する者を募集することができる。

2 前項の規定による募集に応じることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、教育長が別に定める。

(1) 対象課程の受験資格を有すること。

(2) 対象課程において研究しようとする課題、研究の目的及び内容並びに修学による成果を活かして、本市において次世代の教育を担っていく意思を有すること。

- (3) 対象課程の修了後においても引き続き本市の教員として勤務し、将来、指導的役割を果たす意思を有すること。
- (4) この要綱に基づく支援金を過去に受給していないこと。

(支援に係る手続等)

第6条 修学支援を希望する者(以下「申込者」という。)は、大学院修学支援申込書(様式第1号)及び志望理由書(様式第2号)を、その所属する学校園の校園長又は課等の長(当該教員が担任する事務を担当課長が専管している場合にあつては当該担当課長とする。)(以下「校園長等」という。)に提出するものとする。

2 校園長等は、申込者が当該対象課程を履修することが第1条に規定する修学支援の目的に照らし相当であり、かつ、公務の運営に支障がないと認めるときは、推薦書(様式第3号)を作成し、申込者から提出があつた大学院修学支援申込書及び志望理由書に添えて教育長に提出するものとする。

(選考の実施)

第7条 教育長は、申込者に対し書類審査及び面接審査を行い、当該審査の結果を総合的に判断し、対象課程の入学試験に合格することを前提として、修学支援の対象とする教員(以下「支援対象者」という。)を決定する。

- 2 教育長は、選考の結果について、校園長等を経由して申込者に通知する。
- 3 教育長は、支援対象者が出願することとなる大学院へ、その旨を通知する。

(修学支援の対象者の決定等)

第8条 支援対象者は、自らの責任において、対象課程への出願手続等を行うものとする。

- 2 支援対象者は、対象課程の入学試験の結果の通知を受けたときは、その結果の如何に関わらず、校園長等を経由して、当該通知の写しを速やかに教育長に提出しなければならない。
- 3 入学選考の結果が合格であつた場合は、前項の提出の際に誓約書(様式第4号)を添付しなければならない。
- 4 入学選考の結果が不合格であつた場合は、前条第1項の規定による支援対象者の決定の効果は消滅する。
- 5 支援対象者は、自らの責任において、対象課程の入学手続を行うものとする。

(支援対象者の決定の効果)

第9条 前条第2項の結果が不合格であつた場合は、第7条第1項の支援対象者の決定は、その効力を失うものとする。

2 修学支援期間中に、人事異動により第2条第1項に定める対象教員に該当しなくなった場合は、当該修学支援期間が満了するまで支援対象者の決定の効果は存続する。

(支援対象者の責務)

第10条 支援対象者は、この要綱の規定を遵守し、対象課程での修学が職務の遂行に支障を及ぼすことのないよう努めなければならない。

- 2 支援対象者は、第1条に掲げる目的を常に意識して、自らの能力開発に努めるとともに、修学の成果を最大限に次世代の教育に還元するよう努めるものとする。
- 3 支援対象者は、校園長等又は教育長から修学の状況等について報告を求められた場合又は修学の効果検証を行うために必要となる書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(校園長等の責務)

第11条 校園長等は、支援対象者及びその他の教員が円滑に業務を遂行できるよう努め、修学の状況及び支援対象者に関する情報等を適切に把握しなければならない。

(入学辞退等の届出)

第12条 支援対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学辞退等届出書(様式第5号)を直ちに校園長等を経由して、教育長に提出するものとする。

- (1) 対象課程への入学を辞退したとき
- (2) 対象課程を退学したとき
- (3) 対象課程への入学後、第4条に規定する期間内に対象課程を修了する見込みがないことが明らかになったとき

(学業成績等の報告)

第13条 支援対象者は、教育長の求めに応じ、対象課程における学業成績及び出席状況等を報告しなければならない。

(修了の報告)

第14条 支援対象者は、対象課程の入学後、第4条に規定する期間内に対象課程を修了したときは、修了報告書(様式第6号)を直ちに校園長等を経由して、教育長に提出するものとする。

(支援対象者の決定の取消し)

第15条 教育長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の規定による決定を取り消し、校園長等を経由して、支援対象者に通知する。

- (1) 第12条の規定による届出があったとき
- (2) 対象課程の修了までに離職したとき
- (3) この要綱等及び修学支援に関する定めに違反するなど、修学支援を継続することが適当でないとき

(支援金の交付決定)

第16条 支援対象者は、教育長の指定する時期に、修学支援金交付申請書(様式第7号)を、校園長等を経由して、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、交付の決定を行い、校園長等を経由して、その旨を当該支援対象者に通知する。

(支援金の交付)

第17条 前条第2項の規定による決定後、大学院からの請求に基づき、大学院に支援金を支出するものとする。

(支援金の交付決定の取消)

第18条 教育長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第16条第2項の規定による支援金の交付の決定を取り消すものとし、校園長等を通じて支援金交付決定取消通知書(様式第8号)により、当該支援金交付決定者に通知する。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 第15条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき
- (2) 対象課程への入学後、第4条に規定する期間内に対象課程を修了しなかったとき
- (3) 対象課程への入学後、第4条に規定する期間内に対象課程を修了した場合であって、修了した月の末日の翌日から起算した教員としての在職期間が60月に達するまでの間に離職したとき

(支援金の返還)

第19条 前条の規定により支援金の交付の決定を取り消された教員について、既に支援金が大学院に支出されている場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を返還しなければならない。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当する場合 本市が大学院に支出した支援金の総額に相当する金額
 - (2) 前条第3号に該当する場合 本市が大学院に支出した支援金の総額に相当する金額に、対象課程を修了した月の末日の翌日から起算した教員としての在職期間が遡増する程度に応じて100分の100から一定の割合で遡減するように次項に定める率を乗じて得た金額
- 2 前項第2号に定める率は、60月から同号の教員としての在職期間の月数を控除した月数を60で除して得た率とする。
 - 3 前項の教員としての在職期間の月数の計算については、民法(明治29年法律第89号)第143条に定めるところによる。
 - 4 前条の規定により支援金の交付決定を取り消し、支援金の返還を求める場合は、取消通知の日から30日以内にその返還を求めるものとする。
 - 5 前項の規定する返還に伴う延滞損害金については、大阪市財産条例(昭和39年条例第8号)第23条の規定に準ずるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度に実施する支援対象者の募集から適用する。

教育長様

大学院修学支援申込書

大阪市教育委員会大学院修学支援実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、支援を受けるに当たっては、同要綱の規定を遵守します。

記

1 申込者

ふりがな 氏 名			
校 園 ・ 所 属			
職 種		職員番号	
生年月日	年 月 日	年 齢	
最 終 学 歴	(年 月卒業)		
取得教員免許状			
採用年月日	年 月 日	教職経験年数	年 月

(注) 採用年月日は、本市における正規任用としての日付を記入すること

教職経験年数は、当該前年度末における正規任用としての年数を記入すること（他都市における年数を含む）

2 希望する対象課程

	第1希望	第2希望
派遣枠		
大学院名		
専攻課程		

(注) 第2希望がある場合は、第2希望欄に記入すること

派遣枠は、所属校園に勤務しながら修学を希望する場合はA（長期履修制度を利用する場合はA長期）、教育委員会事務局又は総合教育センターで勤務しながら修学を希望する場合はBと記入すること

志望理由書

所 属	
氏 名	
対象課程	

学修テーマ	
志望理由 ※2,000字以 内で具体的 に記入する こと ※別紙に記 入する場合 は、別紙の とおりと記 入すること	

年 月 日

教育長様

校園長等名

推薦書

次の教員は、将来、ミドルリーダーや管理職として指導的役割を担うことが期待でき、かつ、大学院での修学に伴う公務の運営に支障がないことから、修学支援の対象者として推薦します。

記

氏名		職種	
----	--	----	--

推薦理由

1. 担当業務等（現在の担当業務と勤務状況）
2. 推薦理由等（推薦する理由を校園長等として具体的に記述してください。）

（注）この推薦書は、選考の結果支援予定者に決定し、希望する対象課程が推薦書を受ける場合、教育長から希望する大学学長への推薦書にそのまま添付されます。

教育長様

誓約書

大阪市教育委員会大学院修学支援実施要綱に基づき、自らが修学することを希望した大学院において修学するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 大学院において研究しようとする課題、研究の目的及び内容並びに修学による成果を活かして、本市において次世代の教育を担っている意思を有すること。
- 2 大学院での修学が職務の遂行に支障を及ぼすことのないよう努めること。
- 3 大学院の修了後においても、引き続き本市の教員として勤務し、将来、指導的役割を果たす意思を有すること。
- 4 次のいずれかに該当することとなった場合、病気、災害その他やむを得ない事由がある場合を除き、本市が大学院に支出した総額に相当する額又は一部の額を本市に返還すること。
 - (1) 大学院への入学を辞退したとき
 - (2) 大学院を退学したとき
 - (3) 大学院を修了するまでに離職したとき
 - (4) 修学支援を継続することが適当でないことから支援対象者の決定が取り消されたとき
 - (5) 修学支援の期間内に大学院を修了しなかったとき
 - (6) 大学院を修了した月の末日の翌日から起算した本市教員としての在職期間が60月に達するまでの期間に離職したとき

(署名)

校園・所属

氏 名

教育長様

入学辞退等届出書

大阪市教育委員会大学院修学支援実施要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

ふりがな 氏 名			
校 園 ・ 所 属			
職 種		職員番号	
大 学 院 名			
届 出 事 項	<input type="checkbox"/>	要綱第12条第1号に該当	
	<input type="checkbox"/>	要綱第12条第2号に該当	
	<input type="checkbox"/>	要綱第12条第3号に該当	
入 学 年 月	年 月	退学年月	年 月
理 由			

(注) 届出事項欄は、該当する項目の左欄に○を記入すること

教育長様

修了報告書

大阪市教育委員会大学院修学支援実施要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

記

ふりがな 氏 名			
校 園 ・ 所 属			
職 種		職員番号	
大 学 院 名			
研 究 課 題			
修 学 成 果	別紙のとおり ※修学の成果（習得した知識・能力等）及びその活用方法について、具体的に記入すること。（A4サイズ of 用紙1枚程度の分量とし、様式は問わない。）		
所 感 ・ 評 価	※受講についての感想、対象課程のカリキュラムに対する評価等について記入すること。		
校 園 長 等 所 感	※今後への期待等について、校園長等が記入してください。		

※ 次の書類を添付すること

修了を証する書類（修了証の写し等）

単位の修得状況を証する書類（成績証明書等）

学位論文の写し（修了要件に学位論文の作成が必須となっていない場合においては、その他教育長が必要とする書類）

教育長様

修学支援金交付申請書

大阪市教育委員会大学院修学支援実施要綱第16条第1項の規定により、次のとおり要綱第3条に係る支援金の交付を申請します。

記

1 受講者

ふりがな 氏 名			
校園・所属			
職 種		職員番号	

2 対象課程

大学院名			
専攻課程			
入学年月	年 月	修了年月 (予定)	年 月

3 申請金額

第3条第1号の入学料	円
第3条第2号の授業料	円
申請額	円

年 月 日

校園長等様

教育長

支援金交付決定取消通知書

大阪市教育委員会大学院修学支援実施要綱第18条の規定により、次のとおり通知します。

1 該当者

ふりがな	
氏名	

2 取消内容

大学院名			
取消事由		要綱第18条第1項第1号に該当	
		要綱第18条第1項第2号に該当	
		要綱第18条第1項第3号に該当	
入学(予定)年月日	年 月 日	退学年月日※	年 月 日
本市が支出した総額	円	退職年月日※	年 月 日
返還対象額	円	返還期限	年 月 日

※該当する場合のみ記載